

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

1, 代理入力（該当職員から代理入力依頼書の提出を受けて）

「人事給与システムメインメニュー」の「代理申請」

→「申請届出」→「所得税申告」→「所得税申告」から入力画面へ

* 下画面のように扶養親族の所得税申告を入力する場合は、家族登録を先にしておく。

その後「所得税申告」画面から扶養控除等申告書を出す。

（「扶養親族の所得税申告」の画面）

所属 職番 検索 申請番号

登録

年調対象年 20 年

扶養控除申告する場合は、扶養されている方を必ず家族登録してから入力してください。
この画面で登録を行った場合は「所得税申告」画面で申請を行い、扶養控除等申告書を出してください。

扶養控除申告する扶養親族 (*)

所得税 対象 (*) 家族氏名を選ぶ

所得税 障害 (*)

同・別居 (*) (注)この項目は12月後半から1月初めに年末調整を申請するときのみ変更可能です。それ以前は家族登録で変更してください。

この方に収入はありますか

はい ... 次の表にこの方の年間（1月～12月）の収入を入力してください

いいえ

所得の種類	収入金額等 a	必要経費等 b	所得金額 (a - b)
給与所得 ①	904,245 円	650,000 円	254,245 円
事業所得 ②	0 円	0 円	0 円
雑所得 ③	0 円	0 円	0 円
公的年金等 ④	0 円	0 円	0 円
配当所得 ⑤	0 円	0 円	0 円

収入

登録

入力後、「登録」をクリックする。

（「所得税申告」の画面）

年調対象年 20 年

あなたは本年、扶養控除等申告書を岐阜県へ提出しますか

はい (扶養控除等申告有 (甲欄適用))

いいえ (扶養控除等申告無 (乙欄適用))

0:該当なし

あなたが住民税の課税を希望する住所地

自己該当

- 住所登録している住所と異なる住所を希望する場合は入力が必要です。
- 住所は必ず字地名・番地まで入力してください。

住所

本年中（1月～12月）に岐阜県以外から給与支給を受けた方は次の項目を入力してください
岐阜県以外から支払われた給与は「甲欄適用」として税額が計算されています。
（岐阜県以外の給与支払者から給与を受けていた当時、当該給与支払者に「扶養控除申告書」を提出していれば「甲欄適用」となります。不明な場合は、前勤務先にお問い合わせください。）

はい ... 次の項目について入力してください。

いいえ ... 「乙欄適用」ですので、合算できません。別途、確定申告してください。

過年度戻入により納入通知書で返納した給与

給与支払額 円

確認

入力後、「確認」をクリックする。

2, 印刷後、出力された「扶養控除等異動申告書」を所属に保管し、コピーを事務所へ提出する。

*出力サンプルは、01-1-06「所得税申告」と同じとなる。